漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号の漁業に係る神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項、同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第16条第2項による許可の有効期間の短縮について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

許可又	許可又	推進機	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認	(規則第	許可又は	許可の
は起業	は起業	関の馬			可をすべき漁業者	14条第1	起業の認	有効期間
の認可	の認可	力数			の資格	項により許	可を申請	
をすべ	をすべ					可又は起業	すべき期	
き船舶	き船舶					の認可時に	間	
等の数	等の総					付加する条		
	トン数					件)		
1	15 トン	定めな	共第1号共同漁業権の	1月1日	横須賀市平成町に	東京内湾で	令和4年	許可日か
	未満の	L	漁場の区域。ただし、次	から 12	漁業根拠地※を有	操業する場	6 月 28	ら令和8
	申請の		に掲げる区域を除く。	月 31 日	し、かつ、なまこ、	合には、桁	日から同	年 6 月 25
	あった		(1)横須賀市走水旗山崎	まで	あさり、ばかがい、	の幅は4メ	年 同 月	日まで
	総トン		突端から 200 メート		あずまにしきを目	ートル以下	30 日ま	
	数		ル以内の区域。ただ		的とする手繰第3	とする。	で	
			し、い、ろ、基点及び		種漁業を営むこと			
			横須賀市走水港北側		について、共第1			
			防波堤北西端(陸側		号共同漁業権の漁			
			端)を順次結んだ線に		場の区域において			
			よって囲まれた区域		当該漁業権の漁業			
			を除く。		権者の受忍を受け			
			基点 横須賀市走水港		ている者			
			北側防波堤にある赤					
			灯台中心点					
	は認ってきいい。	は起業 の認可 を認可 を計算 の認可 を計算 を計算 を計算 を は起業 の認可 を き いっこう かい	は起業 は起業 関の馬 の認可 の認可 力数 をすべ き船舶 等の数 等の総 トン数 定めな トン 定めな 申請 っった 総トン	は起業 の認可 の認可 をすべ き船舶 等の数 等の総 トン数	は起業の認可をすべきかかですが、 表すべきかかの数 表別的 表別的 本の総の数 本の数 本の数 本の総の数 本の数 本のの数 本のの数 本のの数 本のの数 本ののののののののののでである。 本ののでは、ただし、次のののである。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	は起業 の認可 の認可 カ数 の認可 をすべき漁業者 の資格 の認可 をすべき船舶 等の数 等の総 トン数	は起業 関の馬	は起業

い基点から真方位		
3.17 度 103 メートル		
のところ		
ろ 基点から真方位		
64.95 度 53 メートル		
のところ		
(2)横須賀市走水松崎突		
端から 400 メートル		
以内の区域。ただし、		
同突端より正北の線		
以西の区域を除く。		
(3)横須賀市鴨居観音崎		
突堤東南側付け根、同		
突堤東南縁の延長線		
上同突堤東南側突端		
から沖合い 100 メー		
トルの点及び同市同		
字観音崎灯台中心点		
を順次結んだ線と陸		
岸とによって囲まれ		
た区域		
(4)横須賀市鴨居鳶巣崎		
突端から 100 メート		
ル以内の区域		
	1	

^{**}漁業根拠地:許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。